

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第一章 争議の大勢

第七節 争議の要求事項

個々の労働争議がどのような原因から発生し、どのような具体的要求を掲げて闘われたかを検討することは、その時期における争議の性格を明らかにする重要な手がかりを与えてくれる。公表された争議統計で用いられている要求事項は、最初に労働者側から提出された要求内容を対象にしている。争議の原因と要求事項は一致するケースが多いと考えられるが、提案された要求事項をそのままその争議の要求事項とはなしえない場合もある。労働省の統計では主要要求事項の全般について調査が行われているが、そのため基本的要求と副次的要求との区別が無視されて同じウエイトで一件として計上されることには問題がある。主要な要求内容がボカされてしまうからである。なおこのように要求事項全体が調査されるために、争議の発生件数と要求事項の件数とは一致しない。

終戦以来、賃金その他の労働条件の改善や企業の民主化を求める積極的要求をもった争議が最も活潑に闘われた四八年の上半期(とくに三月)以後は一般にこのような攻勢的争議が減少して行き、これに代って賃金の切下げや人員整理に反対して行われる、いわば防衛的争議が次第に増加して行き、五〇年もこの傾向が継続した。しかるに五一年に入るとともに、争議の一般的活潑化に伴い積極的な要求(賃上げ)を掲げて闘う攻勢的な争議が著しく強化されることとなり、この傾向は五二年も変らない。しかもこのような積極的な争議の攻勢は、形式的には純経済的要求が主であったにもかかわらず、現在における日本の従属的軍事経済が低賃金を重要な基盤にしていることを考えると、こんにち低賃金の打破そのものが極めて政治的な意義を色濃くもっていることを忘れてはならない。朝鮮戦争勃発以後、政治的要求を表面に出した争議が目立って出たが、五二年における破防法反対の労働ストはその集中的な現われと見ることができよう。

敗戦以来の各年の争議を主要要求事項別に分類してその推移を見ると第243表のごとくである。五二年の統計において最も注目されるのは、六七件に上る法規闘争、とくに右に述べた破防法反対の争議である。次に注目されるのは、解雇休業手当又は退職金制度の確立および増額を要求する争議(一八六件)と、解雇反対又は解雇者の復職を要求する争議(一三九件)とが、前年に比べて顕著にふえていることである。ここにも恐慌による合理化と企業整備の重大性が示されている。賃金の増額要求および臨時給与金要求の争議は、割合において前年よりわずかに小さくなっているが、依然として最大の地位にあり、両者合わせて全体の七割を占めている。

要求別争議の月別推移を詳細に示すと第245表のごとくである。

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
